

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章～第三章（略）</p> <p>第四章 業務別又は電波の型式及び周波数帯別による無線設備の条件</p> <p>第一節～第四節の七（略）</p> <p><u>第四節の八 時分割多元接続方式狭帯域デジタルコードレス電話の無線局の無線設備（第四十九条の八の二）</u></p> <p><u>第四節の八の二 時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の無線局の無線設備（第四十九条の八の二の二）</u></p> <p><u>第四節の八の三 時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の無線局の無線設備（第四十九条の八の二の三）</u></p> <p>第四節の九～第九節（略）</p> <p>第五章（略）</p> <p>（選択呼出装置等）</p> <p>第九条の二 次の表の上欄に掲げる無線局で別に告示するものについては、同表の下欄に掲げる装置で別に告示する技術的条件に適合するものを装置しなければならない。</p> <p>（表略）</p> <p>2～5（略）</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第三章（略）</p> <p>第四章 業務別又は電波の型式及び周波数帯別による無線設備の条件</p> <p>第一節～第四節の七（略）</p> <p><u>第四節の八 デジタルコードレス電話の無線局の無線設備（第四十九条の八の二）</u></p> <p>第四節の九～第九節（略）</p> <p>第五章（略）</p> <p>（選択呼出装置等）</p> <p>第九条の二 次の表の上欄に掲げる無線局で別に告示するものについては、同表の下欄に掲げる装置で別に告示する技術的条件に適合するものを装置しなければならない。</p> <p>（表略）</p> <p>2～5（略）</p> <p>6 <u>デジタルコードレス電話の親機（デジタルコードレス電話の無線局（施</u></p>

61 (略)

第九条の四 法第四条第三号に規定する無線局が有しなければならない混信防止機能は、次のとおりとする。

一 コードレス電話の親機については、総務大臣により指定された呼出符号又は呼出名称を自動的に送信し、識別符号（通信の相手方を識別するための符号であつて、法第八条第一項第三号に規定する識別信号以外のものをいう。以下第四十九条の八の二から第四十九条の八の二の三までにおいて同じ。）を自動的に受信する機能

二 (略)

三 時分割多元接続方式狭帯域デジタルコードレス電話の無線局（施行規則第六条第四項第五号に規定する無線局のうち、一、八九三・六五MHz以上一、九〇五・九五MHz以下の周波数の電波であつて、一、八九三・六五MHz及び一、八九三・六五MHzに三〇〇kHzの整数倍を加えたものを使用するもの（その無線設備の占有周波数帯幅が二八八kHz以下のものに限る。）をいう。以下同じ。）⁴、時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の無線局（施行規則第六条第四項第五号に規定する無線局のうち、一、八九五・六一六MHz以上一、九〇二・五二八MHz以下の周波数の電波であつて、一、八九五・六一六MHz及び一、八九五・六一六MHzに一、七二八kHzの整数倍を加えたものを使用するものをいう。以下同

行規則第六条第四項第五号に規定する無線局をいう。以下同じ。）のうち、主として固定して使用されるもの（無線通信を中継する機能を備えるものを除く。）をいう。以下同じ。）の呼出名称記憶装置及び識別装置は、総務大臣が別に告示する技術的条件に適合するものでなければならぬ。

71 (略)

第九条の四 法第四条第三号に規定する無線局が有しなければならない混信防止機能は、次のとおりとする。

一 コードレス電話の親機及びデジタルコードレス電話の親機については、総務大臣により指定された呼出符号又は呼出名称を自動的に送信し、識別符号（通信の相手方を識別するための符号であつて、法第八条第一項第三号に規定する識別信号以外のものをいう。）を自動的に受信する機能

二 (略)

三 デジタルコードレス電話の無線局（第一号に規定するものを除く。以下この号及び次号において同じ。）については、次に掲げる機能

じ。)及び時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の無線局(施行規則第六条第四項第五号に規定する無線局のうち、一、八九五・七五MHz、一、八九八・二五MHz、一、九〇〇・五五MHz及び一、九〇二・九五MHzの周波数の電波を使用するもの(その無線設備の占有周波数帯幅が二八八kHzを超え一、四〇〇kHz以下のものに限る。)をいう。以下同じ。)については、施行規則第六条の二第三号に規定する機能

四 P H S の陸上移動局については、次に掲げる機能

イ P H S の基地局(一、八八四・六五MHz以上一、九一九・四五MHz以下の周波数の電波を使用し、主としてP H S の陸上移動局と通信を行うために開設された基地局をいう。以下同じ。)と通信を行う場合にあつては、施行規則第六条の二第二号に規定する機能

ロ ニ以上のP H S の陸上移動局相互間又は時分割多元接続方式狭帯域デジタルコードレス電話の無線局(時分割多元接続方式狭帯域デジタルコードレス電話の親機(時分割多元接続方式狭帯域デジタルコードレス電話の無線局のうち、主として固定して使用されるもの(無線通

イ デジタルコードレス電話の親機と通信を行う場合にあつては、施行規則第六条の二第一号に規定する機能

ロ ニ以上のデジタルコードレス電話の無線局相互間又はP H S の陸上移動局との間で行われる無線通信であつて、デジタルコードレス電話の親機及びP H S の基地局(一、八八四・六五MHz以上一、九一九・四五MHz以下の周波数の電波を使用し、主としてP H S の陸上移動局と通信を行うために開設された基地局をいう。以下同じ。)を介さない無線通信を行う場合にあつては、施行規則第六条の二第一号又は第三号に規定する機能

四 P H S の陸上移動局については、次に掲げる機能

イ P H S の基地局と通信を行う場合にあつては、施行規則第六条の二第二号に規定する機能

ロ ニ以上のP H S の陸上移動局相互間又はデジタルコードレス電話の無線局との間で行われる無線通信であつて、デジタルコードレス電話の親機及びP H S の基地局を介さない無線通信を行う場合にあつては、施行規則第六条の二第一号又は第三号に規定する機能

信を中継する機能を備えるものを除く。)をいう。以下同じ。)を除く。)との間で行われる無線通信であつて、時分割多元接続方式狭帯域デジタルコードレス電話の親機及びPHSの基地局を介さない無線通信を行う場合にあつては、施行規則第六条の二第三号に規定する機能

五〇十二 (略)

(副次的に発する電波等の限度)

第二十四条 法第二十九条に規定する副次的に発する電波が他の無線設備の機能に支障を与えない限度は、受信空中線と電氣的常数の等しい疑似空中線回路を使用して測定した場合に、その回路の電力が四ナノワット以下でなければならない。

二〇二 (略)

23 時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の無線局の受信装置については、第一項の規定にかかわらず、次の表に定めるとおりとする。

周波数帯	副次的に発する電波の限度
三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が二ナノワット以下の値
一、〇〇〇MHz以上一、八九三・五MHz未満	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が二〇ナノワット以下の値
一、八九三・五MHz以上一、九〇六・一MHz以下	次のいずれかの値 一 一、八九三・五五MHz以上一、九〇六・〇五MHz以下であつて、一、

五〇十二 (略)

(副次的に発する電波等の限度)

第二十四条 法第二十九条に規定する副次的に発する電波が他の無線設備の機能に支障を与えない限度は、受信空中線と電氣的常数の等しい疑似空中線回路を使用して測定した場合に、その回路の電力が四ナノワット以下でなければならない。

二〇二 (略)

<p>一、九〇六・一 MHz を超え一 二・七五 GHz 未満</p>	<p>任意の一〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が二〇ナノワット以下の値</p>
	<p>八九三・五五 MHz 及び一、八九三・五五 MHz に一〇〇 kHz の整数倍を加えた一二六波において一 MHz の帯域幅における平均電力が二ナノワット以下の値。ただし、当該一二六波の周波数のうち任意の連続する一〇波については、一 MHz の帯域幅における平均電力が二〇ナノワット以下の値</p> <p>一、八九三・五一五 MHz 以上一、九〇六・〇八五 MHz 以下であつて、一、八九三・五一五 MHz 及び一、八九三・五一五 MHz に三〇 kHz の整数倍を加えた四二〇波において三〇 kHz の帯域幅における平均電力が〇・〇六ナノワット以下の値。ただし、当該四二〇波の周波数のうち任意の二波については、三〇 kHz の帯域幅における平均電力が二五〇ナノワット以下の値</p>

24 時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の無線局の受信装置については、第二項の規定にかかわらず、次の表に定めるところとする。

周波数帯	副次的に発する電波の限度
九 kHz 以上一五〇 kHz 未満	任意の一 kHz の帯域幅における平均電力が四ナノワット以下の値
一五〇 kHz 以上三〇 MHz 未満	任意の一〇 kHz の帯域幅における平均

三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満	電力が四ナノワット以下の値 任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が四ナノワット以下の値
一、〇〇〇MHz以上六GHz未満	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が二〇ナノワット以下の値

第四節の八 時分割多元接続方式狭帯域デジタルコードレス電話の無線局の無線設備

(時分割多元接続方式狭帯域デジタルコードレス電話の無線局の無線設備)

第四十九条の八の二 時分割多元接続方式狭帯域デジタルコードレス電話の無線局の無線設備は、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

一 一般的条件

イ 通信方式は、時分割多元接続方式狭帯域デジタルコードレス電話の親機から時分割多元接続方式狭帯域デジタルコードレス電話の子機(時分割多元接続方式狭帯域デジタルコードレス電話の無線局のうち、時分割多元接続方式狭帯域デジタルコードレス電話の親機以外のもの(無線局であつて無線通信を中継する機能を備えるものを除く。)をいう。以下この条及び第四十九条の八の三において同じ。)又は時分割多元接続方式狭帯域デジタルコードレス電話の中継機(時分割多元接続方式狭帯域デジタルコードレス電話の無線局のうち、時分割多元接続方式狭帯域デジタルコードレス電話の親機と時分割多元接続方式狭帯域デジタルコードレス電話の子機又はPHSの陸上移動

第四節の八 デジタルコードレス電話の無線局の無線設備

(デジタルコードレス電話の無線局の無線設備)

第四十九条の八の二 デジタルコードレス電話の無線局の無線設備は、次の各号の条件に適合するものでなければならない。

一 一般的条件

イ 通信方式は、デジタルコードレス電話の親機からデジタルコードレス電話の子機(デジタルコードレス電話の無線局のうち、デジタルコードレス電話の親機以外のもの(無線局であつて無線通信を中継する機能を備えるものを除く。)をいう。以下この条及び次条において同じ。)又はデジタルコードレス電話の中継機(デジタルコードレス電話の無線局のうち、デジタルコードレス電話の親機とデジタルコードレス電話の子機又はPHSの陸上移動局との間の通信を中継するものをいう。以下この条及び次条において同じ。)へ送信を行う場合及びデジタルコードレス電話の中継機からデジタルコードレス電話の子機又はPHSの陸上移動局へ送信を行う場合にあつては時分割多重方

局との間の通信を中継するものをいう。以下この条及び第四十九条の八の三において同じ。)へ送信を行う場合及び時分割多元接続方式狭帯域デジタルコードレス電話の中継機から時分割多元接続方式狭帯域デジタルコードレス電話の子機又はPHSの陸上移動局へ送信を行う場合にあつては時分割多重方式を使用する時分割複信方式、時分割多元接続方式狭帯域デジタルコードレス電話の子機から時分割多元接続方式狭帯域デジタルコードレス電話の親機又は時分割多元接続方式狭帯域デジタルコードレス電話の中継機へ送信を行う場合及び時分割多元接続方式狭帯域デジタルコードレス電話の中継機から時分割多元接続方式狭帯域デジタルコードレス電話の親機へ送信を行う場合にあつては時分割多元接続方式を使用する時分割複信方式であること。ただし、時分割多重方式における多重する数、時分割多元接続方式における一の搬送波当たりのチャネルの数及び時分割複信方式におけるフレーム構成は、総務大臣が別に告示するところによるものであること。

ロ・ハ (略)

二 親機の識別符号を受信した場合に限り、通話チャネルへの切替えを行うこと(第二項第二号の無線通信を行う場合を除く。)

ホ・ヘ (略)

ト 通信を終了するための操作を行った場合又は通話チャネルの電波が受信されない場合には、自動的に電波の発射を停止すること。

式を使用する時分割複信方式、デジタルコードレス電話の子機からデジタルコードレス電話の親機又はデジタルコードレス電話の中継機へ送信を行う場合及びデジタルコードレス電話の中継機からデジタルコードレス電話の親機へ送信を行う場合にあつては時分割多元接続方式を使用する時分割複信方式であること。ただし、時分割多重方式における多重する数、時分割多元接続方式における一の搬送波当たりのチャネルの数及び時分割複信方式におけるフレーム構成は、総務大臣が別に告示するところによるものであること。

ロ デジタルコードレス電話の親機の無線設備は、電気通信回線設備に直接又は有線連絡線で接続できること。ただし、総務大臣が別に告示するものについては、この限りでない。

ハ・ニ (略)

ホ 親機の呼出名称を受信した場合に限り、通話チャネルへの切替えを行うこと(第二項第二号の通信を行う場合を除く。)

ヘ・ト (略)

チ 通信を終了するための操作を行った場合及び通話チャネルの電波が受信されない場合には、自動的に電波の発射を停止すること。

二 送信装置の条件

イ 変調方式は、二相位相変調、四相位相変調(四分のπシフト四相位相変調を含む。第四十九条の八の三において同じ。)、八相位相変調、一二値直交振幅変調、一六値直交振幅変調、二四値直交振幅変調、三二値直交振幅変調、六四値直交振幅変調又は二五六値直交振幅変調であること。

ロ(ト) (略)

2 時分割多元接続方式狭帯域デジタルコードレス電話の子機の無線設備は、前項に規定する条件のほか、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

一 送信する電波の周波数は、時分割多元接続方式狭帯域デジタルコードレス電話の親機の電波を受信することによつて、自動的に選択されること(次号の通信を行う場合を除く。)

二 二以上の時分割多元接続方式狭帯域デジタルコードレス電話の子機(同一の時分割多元接続方式狭帯域デジタルコードレス電話の親機の識別符号を記憶しているものに限る。)相互間又は同一の時分割多元接続方式狭帯域デジタルコードレス電話の親機の識別符号を記憶しているPHSの陸上移動局との間で行われる無線通信であつて、時分割多元接続方式狭帯域デジタルコードレス電話の親機及びPHSの基地局を介さない無線通信を行う場合は、次に掲げる条件に適合するものであること。ただし、総務大臣が別に告示するものについては、この限りでない。

(7) (略)

(4) 送信する電波の周波数は、最初に発信する時分割多元接続方式狭帯域デジタルコードレス電話の子機の電波を受信することによつて、

二 送信装置の条件

イ 変調方式は、二相位相変調、四相位相変調(四分のπシフト四相位相変調を含む。次条において同じ。)、八相位相変調、一二値直交振幅変調、一六値直交振幅変調、二四値直交振幅変調、三二値直交振幅変調、六四値直交振幅変調又は二五六値直交振幅変調であること。

ロ(ト) (略)

2 デジタルコードレス電話の子機の無線設備は、前項に規定する条件のほか、次の各号に定める条件に適合するものでなければならない。

一 送信する電波の周波数は、デジタルコードレス電話の親機の電波を受信することによつて、自動的に選択されること(次号の通信を行う場合を除く。)

二 二以上のデジタルコードレス電話の子機(同一のデジタルコードレス電話の親機の呼出名称を記憶しているものに限る。)相互間又は同一のデジタルコードレス電話の親機の呼出名称を記憶しているPHSの陸上移動局との間で行われる無線通信であつて、デジタルコードレス電話の親機及びPHSの基地局を介さない無線通信を行う場合は、以下の条件に適合するものであること。ただし、総務大臣が別に告示するものについては、この限りでない。

(7) (略)

(4) 送信する電波の周波数は、最初に発信するデジタルコードレス電話の子機の電波を受信することによつて、自動的に選択されること。

自動的に選択されること。

(ウ)・(エ) (略)

三 (略)

第四節の八の二 時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス
電話の無線局の無線設備

(時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の無線局の無線設備)

第四十九条の八の二の二 時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の無線局の無線設備は、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

一 一般的条件

イ 通信方式は、時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の親機（時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の無線局のうち、主として固定して使用されるもの（無線通信を中継する機能を備えるものを除く。）をいう。以下同じ。）から時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の子機（時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の無線局のうち、時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の親機以外のもの（無線通信を中継する機能を備えるものを除く。）をいう。以下同じ。）への送信（時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の中継機（時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の無線局のうち、時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の親機とデジタルコードレス電話の子機との間の通信を中継するものをいう。以下この条において同じ。）

(ウ)・(エ) (略)

三 (略)

により中継されるものを含む。)を行う場合にあつては、時分割多重方式を使用する時分割複信方式、時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の子機から時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の親機への送信(時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の中継機により中継されるものを含む。)を行う場合にあつては、時分割多元接続方式を使用する時分割複信方式であること。ただし、時分割多重方式における多重する数、時分割多元接続方式における一の搬送波当たりのチャネルの数及び時分割複信方式におけるフレーム構成は、総務大臣が別に告示するところによるものであること。

ロ 一の筐体に収められており、かつ、容易に開けることができないこと。ただし、電源設備、送話器、受話器その他総務大臣が別に告示するものについては、この限りでない。

ハ 総務大臣が別に告示する技術的条件に適合するキャリアセンスを備え付けていること。

ニ 電波の発射が無線設備の故障により継続的に行われるときは、その時間が六〇秒になる前に、自動的にその発射を停止すること。

ホ 通信を終了するための操作を行った場合又は通話チャネルの電波が受信されない場合には、自動的に電波の発射を停止すること。

二 送信設備の条件

イ 変調方式は、周波数偏位変調、二分のπシフト二相位相変調、四分のπシフト四相位相変調、八分のπシフト八相位相変調、一六値直交振幅変調又は六四値直交振幅変調であること。

ロ 通信中における搬送波を送信していないときの漏えい電力は、八〇

ナノワット以下の値であること。

ハ 変調信号は、パルスにより構成されるものであり、その送信速度は、別に総務大臣が告示するところによるものであること。

ニ 空中線電力は、一チャネル当たりの平均電力が、一〇ミリワット以下であること。

ホ 空中線は、その絶対利得が四デシベル以下であること。ただし、等価等方輻射電力が絶対利得四デシベルの空中線に一〇ミリワットの空中線電力を加えたときの値以下となる場合は、その低下分を空中線の利得で補うことができるものとする。

2) 時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の子機の無線設備は、前項に規定する条件のほか、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

一 二以上の時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の子機（同一の時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の親機の識別符号を記憶しているものに限る。）相互間で行われる無線通信であつて、時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の親機を介さない無線通信を行う場合は、次の条件に適合するものであること。ただし、総務大臣が別に告示するものについては、この限りでない。

イ 一、八九五・六一六 MHz 又は一、八九七・三四四 MHz のいずれかの周波数の電波を使用すること。

ロ 通話時間は、最大三〇分であること。

ハ 通話終了後、当該通話に要した時間の九十分の一以上（最低二秒とする。）電波の発射を停止するものであること。

二 同時使用可能な最大チャネル数は、総務大臣が別に告示するところに

よるものであること。

第四節の八の三 時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタル
コードレス電話の無線局の無線設備

(時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の無線局
の無線設備)

第四十九条の八の二の三 時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタル
コードレス電話の無線局の無線設備は、次に掲げる条件に適合するもので
なければならない。

一 一般的条件

イ 通信方式は、時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコード
レス電話の親機（時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコー
ドレス電話の無線局のうち、主として固定して使用されるもの（無線
通信を中継する機能を備えるものを除く。）をいう。以下同じ。）か
ら時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の子
機（時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の
無線局のうち、時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコード
レス電話の親機以外のもの（無線通信を中継する機能を備えるものを
除く。）をいう。以下同じ。）への送信（時分割・直交周波数分割多
元接続方式デジタルコードレス電話の中継機（時分割・直交周波数分
割多元接続方式デジタルコードレス電話の親機と時分割・直交周波数
分割多元接続方式デジタルコードレス電話の子機との間の通信を中継
するものをいう。以下この条において同じ。）により中継されるもの
を含む。）を行う場合にあつては、直交周波数分割多重方式と時分割
多重方式を組み合わせた多重方式を使用する時分割複信方式、時分

割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の子機から
時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の親機
への送信（時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス
電話の中継機により中継されるものを含む。）を行う場合にあつて
は、直交周波数分割多元接続方式と時分割多元接続方式を組み合わせ
た接続方式又はシングルキャリア周波数分割多元接続方式と時分割多
元接続方式を組み合わせた接続方式を使用する時分割複信方式である
こと。ただし、直交周波数分割多重方式と時分割多重方式を組み合わ
せた多重方式における多重する数、直交周波数分割多元接続方式と時
分割多元接続方式を組み合わせた接続方式又はシングルキャリア周波
数分割多元接続方式と時分割多元接続方式を組み合わせた接続方式に
おける一の搬送波当たりのチャネルの数及び直交周波数分割多重方式
と時分割多重方式を組み合わせた多重方式を使用する時分割複信方式
におけるフレーム構成は、総務大臣が別に告示するところによるもの
であること。

ロ 一の筐体に収められており、かつ、容易に開けることができないこ
と。ただし、電源設備、送話器、受話器その他総務大臣が別に告示す
るものについては、この限りでない。

ハ 総務大臣が別に告示する技術的条件に適合するキャリアセンスを備
え付けていること。

ニ 電波の発射が無線設備の故障により継続的に行われるときは、その
時間が六〇秒になる前に、自動的にその発射を停止すること。

ホ 通信を終了するための操作を行った場合又は通話チャネルの電波が
受信されない場合には、自動的に電波の発射を停止すること。

二 送信設備の条件

イ 変調方式は、次の条件に適合するものであること。

(1) 直交周波数分割多重方式と時分割多重方式を組み合わせた多重方式を使用する場合及び直交周波数分割多元接続方式と時分割多元接続方式を組み合わせた接続方式の場合は、二相位相変調、四相位相変調、八相位相変調、一六値直交振幅変調、六四値直交振幅変調又は二五六値直交振幅変調

(2) シングルキャリア周波数分割多元接続方式と時分割多元接続方式を組み合わせた接続方式の場合は、一分のπシフト二相位相変調、四分のπシフト四相位相変調、八相位相変調、一六値直交振幅変調、六四値直交振幅変調又は二五六値直交振幅変調

ロ 通信中における搬送波を送信していないときの漏えい電力は、八〇ナノワット以下の値であること。

ハ 変調信号は、パルスにより構成されるものであり、その送信速度は、別に総務大臣が告示するところによるものであること。

ニ 空中線電力は、一チャネル当たりの平均電力が、一〇ミリワット以下であること。

ホ 空中線は、その絶対利得が四デシベル以下であること。ただし、等価等方輻射電力が絶対利得四デシベルの空中線に一〇ミリワットの空中線電力を加えたときの値以下となる場合は、その低下分を空中線の利得で補うことができるものとする。

2 時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の子機の無線設備は、前項に規定する条件のほか、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

一 送信する電波の周波数は、時分割・直交周波数分割多元接続方式デジ

タルコードレス電話の親機の電波を受信することによつて、自動的に選択されること（次号の無線通信を行う場合を除く。）。

二 二以上の時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の子機（同一の時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の親機の識別符号を記憶しているものに限る。）相互間で行われる無線通信であつて、時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の親機を介さない無線通信を行う場合は、次の条件に適合するものであること。ただし、総務大臣が別に告示するものについては、この限りでない。

イ 一、八九五・七五MHzの周波数の電波を使用すること。

ロ 通話時間は、最大三〇分であること。

ハ 通話終了後、当該通話に要した時間の九十分の一以上（最低二秒とする。）電波の発射を停止するものであること。

三 同時使用可能な最大チャネル数は、総務大臣が別に告示するところによるものであること。

（P H S の無線局の無線設備）

第四十九条の八の三 P H S の陸上移動局、P H S の基地局、P H S の基地局と陸上移動局との間の通信を中継する無線局又はP H S の通信設備の試験のための通信等を行う無線局（P H S の基地局と陸上移動局との間の通信を中継する無線局及びP H S の基地局の無線設備の試験又は調整をするための通信を行う無線局をいう。以下同じ。）の無線設備は、第四十九条の八の二第二項第一号ハ、ヘ及びト並びに同項第二号ニ及びホに規定する条件のほか、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

（P H S の無線局の無線設備）

第四十九条の八の三 P H S の陸上移動局、P H S の基地局、P H S の基地局と陸上移動局との間の通信を中継する無線局又はP H S の通信設備の試験のための通信等を行う無線局（P H S の基地局と陸上移動局との間の通信を中継する無線局及びP H S の基地局の無線設備の試験又は調整をするための通信を行う無線局をいう。以下同じ。）の無線設備は、前条第一項第一号ニ、ト及びチ並びに同項第二号ニ及びホに規定する条件のほか、次の各号の条件に適合するものでなければならない。

一 通信方式は、時分割多元接続方式狭帯域デジタルコードレス電話の親機又はP H Sの基地局からP H Sの陸上移動局へ送信を行う場合、P H Sの基地局からP H Sの基地局と陸上移動局との間の通信を中継する無線局へ送信を行う場合及びP H Sの基地局と陸上移動局との間の通信を中継する無線局からP H Sの陸上移動局へ送信を行う場合にあつては時分割多重方式を使用する時分割複信方式、P H Sの陸上移動局から時分割多元接続方式狭帯域デジタルコードレス電話の親機又は時分割多元接続方式狭帯域デジタルコードレス電話の中継機、P H Sの基地局又はP H Sの基地局と陸上移動局との間の通信を中継する無線局へ送信を行う場合及びP H Sの基地局と陸上移動局との間の通信を中継する無線局からP H Sの基地局へ送信を行う場合にあつては時分割多元接続方式を使用する時分割複信方式であること。ただし、時分割多重方式における多重する数、時分割多元接続方式における一の搬送波当たりのチャネルの数及び時分割複信方式におけるフレーム構成は、総務大臣が別に告示するところによるものであること。

二六 (略)

2 P H Sの陸上移動局の無線設備は、第四十九条の八の二第一項第一号ロ、第二号へ及びト並びに同条第二項第三号並びに前項に規定する条件のほか、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

一 時分割多元接続方式狭帯域デジタルコードレス電話の親機と通信を行う場合にあつては、時分割多元接続方式狭帯域デジタルコードレス電話の親機の識別符号を受信した場合に限り、通話チャネルへの切替えを行うこと。

二 送信する電波の周波数は、時分割多元接続方式狭帯域デジタルコードレス電話の親機又はP H Sの基地局の電波を受信することによつて自動

一 通信方式は、デジタルコードレス電話の親機又はP H Sの基地局からP H Sの陸上移動局へ送信を行う場合、P H Sの基地局からP H Sの基地局と陸上移動局との間の通信を中継する無線局へ送信を行う場合及びP H Sの基地局と陸上移動局との間の通信を中継する無線局からP H Sの陸上移動局へ送信を行う場合にあつては時分割多重方式を使用する時分割複信方式、P H Sの陸上移動局からデジタルコードレス電話の親機又はデジタルコードレス電話の中継機、P H Sの基地局又はP H Sの基地局と陸上移動局との間の通信を中継する無線局へ送信を行う場合及びP H Sの基地局と陸上移動局との間の通信を中継する無線局からP H Sの基地局へ送信を行う場合にあつては時分割多元接続方式を使用する時分割複信方式であること。ただし、時分割多重方式における多重する数、時分割多元接続方式における一の搬送波当たりのチャネルの数及び時分割複信方式におけるフレーム構成は、総務大臣が別に告示するところによるものであること。

二六 (略)

2 P H Sの陸上移動局の無線設備は、前条第一項第一号ハ、第二号へ及びト並びに同条第二項第三号並びに前項に規定する条件のほか、次の条件に適合するものでなければならない。

一 デジタルコードレス電話の親機と通信を行う場合にあつては、デジタルコードレス電話の親機の呼出名称を受信した場合に限り、通話チャネルへの切替えを行うこと。

二 送信する電波の周波数は、デジタルコードレス電話の親機又はP H Sの基地局の電波を受信することによつて自動的に選択されること(次号

的に選択されること(次号の通信を行う場合を除く。)

三 二以上のPHSの陸上移動局(同一の時分割多元接続方式狭帯域デジタルコードレス電話の親機の識別符号を記憶するものに限る。)相互間又は同一の時分割多元接続方式狭帯域デジタルコードレス電話の親機の識別符号を記憶している時分割多元接続方式狭帯域デジタルコードレス電話の子機との間で行われる無線通信であつて、時分割多元接続方式狭帯域デジタルコードレス電話の親機及びPHSの基地局を介さない無線通信を行う場合は、第四十九条の八の二第二項第二号(イ)から(エ)までの規定を準用する。ただし、総務大臣が別に告示するものについては、この限りでない。

3 PHSの基地局又はPHSの通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備は、第一項に規定する条件のほか、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

一 三 (略)

4 PHSの基地局と陸上移動局との間の通信を中継する無線局の無線設備は、第一項に規定する条件のほか、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

一 三 (略)

(送信装置の条件)

第五十七条の三 F-B電波、F-C電波、F-D電波、F-E電波、F-F電波、F-N電波、F-X電波、G-B電波、G-C電波、G-D電波、G-E電波、G-F電波、G-N電波又はG-X電波五四MHzを超え九六〇MHz以下又は一、二一五MHzを超え二、六九〇MHz以下を使用する固定

の通信を行う場合を除く。)

三 二以上のPHSの陸上移動局(同一のデジタルコードレス電話の親機の呼出名称を記憶するものに限る。)相互間又は同一のデジタルコードレス電話の親機の呼出名称を記憶しているデジタルコードレス電話の子機との間で行われる無線通信であつて、デジタルコードレス電話の親機及びPHSの基地局を介さない無線通信を行う場合は、前条第二項第二号(イ)から(エ)までの規定を準用する。ただし、総務大臣が別に告示するものについては、この限りでない。

3 PHSの基地局又はPHSの通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備は、第一項に規定する条件のほか、次の各号の条件に適合するものでなければならない。

一 三 (略)

4 PHSの基地局と陸上移動局との間の通信を中継する無線局の無線設備は、第一項に規定する条件のほか、次の各号の条件に適合するものでなければならない。

一 三 (略)

(送信装置の条件)

第五十七条の三 F-B電波、F-C電波、F-D電波、F-E電波、F-F電波、F-N電波、F-X電波、G-B電波、G-C電波、G-D電波、G-E電波、G-F電波、G-N電波又はG-X電波五四MHzを超え九六〇MHz以下又は一、二一五MHzを超え二、六九〇MHz以下を使用する固定

局、陸上移動業務の無線局及び携帯移動業務の無線局の無線設備の送信装置は、次の各号に定める条件に適合するものでなければならない。ただし、時分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及びシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、八五〇MHzを超え九一五MHz以下の周波数の電波を使用するMCA陸上移動通信を行う無線局及びMCA陸上移動通信設備の試験のための通信等を行う無線局、八三六MHzを超え九一五MHz以下又は一、四五三MHzを超え一、五二五MHz以下の周波数の電波を使用するデジタルMCA陸上移動通信を行う無線局及びデジタルMCA陸上移動通信設備の試験のための通信等を行う無線局、コードレス電話の無線局、時分割多元接続方式狭帯域デジタルコードレス電話の無線局、時分割多元接続方式広帯域デジタルコード

局、陸上移動業務の無線局及び携帯移動業務の無線局の無線設備の送信装置は、次の各号に定める条件に適合するものでなければならない。ただし、時分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及びシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、八五〇MHzを超え九一五MHz以下の周波数の電波を使用するMCA陸上移動通信を行う無線局及びMCA陸上移動通信設備の試験のための通信等を行う無線局、八三六MHzを超え九一五MHz以下又は一、四五三MHzを超え一、五二五MHz以下の周波数の電波を使用するデジタルMCA陸上移動通信を行う無線局及びデジタルMCA陸上移動通信設備の試験のための通信等を行う無線局、コードレス電話の無線局、デジタルコードレス電話の無線局、PHSの陸上移動局、PHSの基地局、PHSの基地局と陸上移動局

レス電話の無線局、時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の無線局、P H S の陸上移動局、P H S の基地局、P H S の基地局と陸上移動局との間の通信を中継する無線局及びP H S の通信設備の試験のための通信等を行う無線局、特定小電力無線局、デジタル空港無線通信を行う無線局及びデジタル空港無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、デジタル特定ラジオマイクの陸上移動局、小電力セキュリティシステムの無線局、小電力データ通信システムの無線局、直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局及び直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局及び時分割・直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局及び時分割・周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線設備の試験のための通信等を行う無線局、次条に規定する無線局及び簡易無線局並びに総務大臣が次の各号の条件を適用することが困難又は不合理と認めて別に告示する無線局の送信装置については、この限りでない。

一〇三 (略)

別表第一号 (第5条関係)

周波数の許容偏差の表

周波数帯	無線局	周波数の許容偏差 (Hz又はkHzを付したものを除

との間の通信を中継する無線局及びP H S の通信設備の試験のための通信等を行う無線局、特定小電力無線局、デジタル空港無線通信を行う無線局及びデジタル空港無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、デジタル特定ラジオマイクの陸上移動局、小電力セキュリティシステムの無線局、小電力データ通信システムの無線局、直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局及び直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局及び時分割・直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局及び時分割・周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線設備の試験のための通信等を行う無線局、次条に規定する無線局及び簡易無線局並びに総務大臣が次の各号の条件を適用することが困難又は不合理と認めて別に告示する無線局の送信装置については、この限りでない。

一〇三 (略)

別表第一号 (第5条関係)

周波数の許容偏差の表

周波数帯	無線局	周波数の許容偏差 (Hz又はkHzを付したものを除き、

		き, 百万分率)
1～6 (略)	(略)	(略)
7 470MHzを超え2,450MHz以下	1～8 (略) <u>9 時分割多元接続方式狭帯域デジタルコードレス電話の無線局</u> <u>10 時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の無線局</u> <u>11 時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の無線局</u> <u>12 小電力データ通信システムの無線局</u>	 <u>3</u> <u>10</u> <u>3</u> <u>50</u>

別表第二号 (第6条関係)

第1～26 (略)

第27 時分割多元接続方式狭帯域デジタルコードレス電話の無線局, PHSの陸上移動局, PHSの基地局, PHSの基地局と陸上移動局との間の通信を中継する無線局又はPHSの通信設備の試験のための通信等を行う無線

		百万分率)
1～6 (略)	(略)	(略)
7 470MHzを超え2,450MHz以下	1～8 (略) <u>9 デジタルコードレス電話の無線局</u> <u>10 小電力データ通信システムの無線局</u>	 <u>3</u> <u>50</u>

別表第二号 (第6条関係)

第1～26 (略)

第27 デジタルコードレス電話の無線局, PHSの陸上移動局, PHSの基地局, PHSの基地局と陸上移動局との間の通信を中継する無線局又はPHSの通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備の占有周波数

局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第1から第4までの規定にかかわらず、次のとおりとする。

1・2 (略)

第28～57 (略)

第58 時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の無線局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第1から第4までの規定にかかわらず、1,728kHzとする。

第59 時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の無線局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第1から第4までの規定にかかわらず、2,400kHzとする。

別表第三号 (第7条関係)

1～19 (略)

20 時分割多元接続方式狭帯域デジタルコードレス電話の無線局の送信設備のスプリアス発射又は不要発射の強度の許容値は、2(1)及び(3)並びに18に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

(1)・(2) (略)

21～49 (略)

50 時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の無線局の送信設備の不要発射の強度の許容値は、2(1)及び(2)並びに18に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

(1) スプリアス領域 ((3)に掲げる周波数帯を除く。)における不要発射の強度の許容値

任意の1MHzの帯域幅における平均電力が-36dB (1mWを0dBとする。以下この50において同じ。)以下の値

帯幅の許容値は、第1から第4までの規定にかかわらず、次のとおりとする。

1・2 (略)

第28～57 (略)

別表第三号 (第7条関係)

1～19 (略)

20 デジタルコードレス電話の無線局の送信設備のスプリアス発射又は不要発射の強度の許容値は、2(1)及び(3)並びに18に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

(1)・(2) (略)

21～49 (略)

(2) 帯域外領域（(3)に掲げる周波数帯を除く。）における不要発射の強度の許容値

ア 中心周波数からの離調が864kHzを超え1,228kHz以下の周波数帯においては、任意の192kHzの帯域幅における平均電力が-5.6dB以下の値

イ 中心周波数からの離調が1,228kHzを超え2,592kHz以下の周波数帯においては、任意の1MHzの帯域幅における平均電力が-9.5dB以下の値

ウ 中心周波数からの離調が2,592kHzを超え4,320kHz以下の周波数帯においては、任意の1MHzの帯域幅における平均電力が-29.5dB以下の値

(3) 1,891.296MHzを超え1,893.146MHz以下及び1,906.1MHzを超え1,906.848MHz未満の周波数帯における不要発射の強度の許容値

ア 1,892.846MHzを超え1,893.146MHz以下及び1,906.1MHzを超え1,906.754MHz未満の周波数帯においては、任意の192kHzの帯域幅における平均電力が-31dB以下の値

イ 1,891.296MHzを超え1,892.846MHz以下及び1,906.754MHz以上1,906.848MHz未満の周波数帯においては、任意の192kHzの帯域幅における平均電力が-36dB以下の値

51 時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の無線局の送信設備の不要発射の強度の許容値は、2(1)及び(2)並びに18に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

(1) スプリアス領域における不要発射の強度の許容値

任意の1MHzの帯域幅における平均電力が-36dB（1mWを0dBとする。以下この51において同じ。）以下の値

(2) 帯域外領域における不要発射の強度の許容値

ア 中心周波数からの離調が1.7MHzを超え2.5MHz以下の周波数帯においては、800kHzの帯域幅における平均電力が-9.8dB以下の値

イ 中心周波数からの離調が2.5MHzを超え3.8MHz以下の周波数帯においては、任意の1MHzの帯域幅における平均電力が-29dB以下の値

ウ 中心周波数からの離調が3.8MHzを超える周波数帯においては、任意の1MHzの帯域幅における平均電力が-36dB以下の値

52 総務大臣は、特に必要があると認めるときは、1から51までの規定にかかわらず、その値を別に定めることができる。

附 則

(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行の際現に法第三十八条の二第一項に規定する技術基準適合証明若しくは法第三十八条の二十四第一項に規定する工事設計認証を受け又は法第三十八条の三十三第二項に規定する技術基準適合自己確認を行っているこの省令による改正前の設備規則第四十九条の八の二に規定する無線局の無線設備の条件については、この省令による改正後の設備規則の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

3 この省令の施行の際現に受けているこの省令による改正前の設備規則第四十九条の八の二に規定する無線局の無線設備に係る法第三十八条の二第一項に規定する技術基準適合証明、法第三十八条の二十四第一項に規定する工事設計認証又は法第三十八条の三十三第二項に規定する技術基準適合自己確認は、この省令の施行後においてもなおその効力を有する。

50 総務大臣は、特に必要があると認めるときは、1から49までの規定にかかわらず、その値を別に定めることができる。